

ひなたの魅力発信プロモーション事業業務委託企画提案競技実施要領

1 目的

本県の魅力を県外に向けて発信し、本県の認知度向上と観光誘客増につなげるため、情報発信力の高い著名人(※)を活用して本県のPRを行うことについて、企画提案を募り、企画提案競技に参加した事業者から本業務を実施する候補者を選定することに関し、必要な事項を定める。

※ ここでいう著名人とは、「みやざき大使」に限るものではない。

2 業務委託の概要

(1) 業務の名称

ひなたの魅力発信プロモーション事業

(2) 業務の内容

別紙「ひなたの魅力発信プロモーション事業業務委託仕様書」のとおり

3 委託期間

委託契約締結日から令和7年3月31日までとする。

4 委託料の上限

5,500,000円(消費税及び地方消費税額を含む。)を上限とする。

※委託業務の履行に係る全ての経費を含む。

うち、1,550,000円を上限として、「癒し」をテーマとした「デトックス・トリップ宮崎」のPRに係る業務を行うこと。

5 支払方法

精算払とする。

6 委託業者の選定方法

企画提案書、見積書等の書類審査による企画提案協議方式とする。

7 参加資格要件

本業務に関する企画提案競技参加者は、次に掲げる企画提案競技参加資格の要件の全てを満たしている者とする。

(1) 共同企業体を構成して参加する場合は、以下の要件を満たすこと。

ア 共同企業体を代表する事業者を選出し、応募に関する一切の手続を当該事業者が行うこと。

イ 共同企業体を構成する事業者が単独又は別の共同企業体の構成員となっていないこと。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。た

だし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立がなされていないものとみなす。

- (4) この公告の日から委託候補者を選定するまでの間に、国又は地方公共団体から入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (5) 宮崎県暴力団排除条例（平成 23 年宮崎県条例第 18 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は代表者及び役員が同条第 4 号に規定する暴力団関係者ではない者。
- (6) 都道府県税に未納がない者。
- (7) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

8 日程（予定）

- (1) 実施公告 令和 6 年 5 月 24 日（金）
- (2) 質問書受付期限 令和 6 年 6 月 5 日（水）午後 5 時
- (3) 参加申込期限 令和 6 年 6 月 7 日（金）午後 5 時
- (4) 企画書提出期限 令和 6 年 6 月 14 日（金）正午
- (5) 業者決定 令和 6 年 6 月 19 日（水）

9 質問及び回答

- (1) 提出場所 本要領 17 の場所
- (2) 提出期限 令和 6 年 6 月 5 日（水）午後 5 時まで
- (3) 提出方法 持参、郵便、電子メール又は F A X とする。ただし、持参又は書留郵便以外の場合は、電話にて県に到着の確認をすること。また、質問には様式第 3 号を用いること。
- (4) 回答期限 質問者に対して質問受付日より原則 3 日以内（土日祭日を除く。）に回答するものとする。また、軽微なものを除き、質問に対する回答は、企画提案競技参加者全員にメールで通知する（質問者名は公表しない。）。

10 企画提案競技への参加申込

本企画提案競技に参加を希望する者は、別紙「企画提案競技参加申込書（様式第 2 号）」を提出すること。

- (1) 提出場所 本要領 17 の場所
- (2) 提出期限 令和 6 年 6 月 7 日（金）午後 5 時まで
- (3) 提出方法 持参又は送付（送付に当たっては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。なお、送付の場合であっても、令和 6 年 6 月 7 日（金）午後 5 時必着とする。）

11 企画書等提出

- (1) 提出書類
下記の①～⑨までを 1 セットとし、これを企画書と呼ぶ。
各社の提案は 1 社 1 案とする。

- ① 企画提案競技参加申請書（様式第4号）：原本1部
- ② （共同企業体を構成する場合）共同企業体協定書（様式第5号）：原本1部
- ③ 使用印鑑届出書（様式第6号）：原本1部
- ④ （代理人を選定した場合）委任状（様式第7号）：原本1部
- ⑤ 会社概要（様式第8号）：原本1部、コピー6部
- ⑥ 企画提案書（A4版）：原本1部、コピー6部
 - (ア) 全体コンセプト
 - (イ) 業務構成概要
 - (ウ) 業務実施イメージ等
 - (エ) 事業計画書
 - (オ) スタッフ体制
- ⑦ 見積書及び見積明細書：原本1部、コピー6部
 - (ア) 各業務の積算内容が分かるように記載すること。
 - (イ) 宛名は「宮崎県知事 河野俊嗣」とする。
- ⑧ 業務実績（既存のもの及び過去5年以内の地方公共団体との契約実績又はこの委託業務と同種、同規模以上の業務実績）：原本1部、コピー6部
- ⑨ 誓約書（様式第9号）：原本1部、コピー6部

(2) 企画書の提出方法

- ① 提出場所 本要領17の場所
- ② 提出期限 令和6年6月14日（金）正午まで
- ③ 提出方法 持参又は送付（送付にあたっては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。なお、送付の場合であっても令和6年6月14日（金）正午必着とする。）

(3) 作成にあつての留意事項

- ① 応募する企画書は1案に限る。
- ② 提出後における企画書の再提出、差替えは一切認めない。
- ③ 企画書は次のとおりとする。
 - ・ 原則としてA4判で作成し、文字は10.5ポイント以上、上下左右に20mm以上の余白を設定すること。（A3判の使用はやむを得ない場合のみに限ることとし、その場合は片面、横折込とする。）
 - ・ 両面印刷とする。（用紙が縦の場合は左右開き、横の場合は上下開きとする。）ただし、構成上必要な部分においては片面でもよい。
 - ・ 表紙、目次（添付書類一覧表を含む）を付け、ページ下にはページ番号をふること。
- ④ 応募された企画提案の著作権は、その応募者に帰属する。
なお、企画提案者の記載が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。

12 審査について

書類審査とし、提出された企画書について最も優れた提案1者を選定する。

なお、審査基準は別紙「ひなたの魅力発信プロモーション事業業務委託審査基準」による。

選定結果については、採択・不採択にかかわらず、業者決定後速やかに企画提案競技

参加者に対し、書面にて通知する。

1 3 契約の締結等

- (1) 決定した候補者と協議の上、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定（性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。）により、予算の範囲内で随意契約を行う。その際、企画提案の内容は、協議の上変更する場合がある。
- (2) 決定した候補者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けて協議する。
- (3) 契約手続きに要する費用は候補者が負担するものとする。

1 4 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県規則第 2 号）第 101 条の規定による。

1 5 企画提案の無効

次のいずれかに該当する場合、その企画提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者又は候補者決定までに上記 7 の要件を満たさなくなった者
- (2) 企画書に虚偽の記載をした者
- (3) 2 件以上の企画提案をした者
- (4) 所定の日時及び場所に企画書を提出しなかった者
- (5) 2 人以上の代理人をした者
- (6) 見積書の金額、氏名、印影、重要な文字の誤脱した、又は不明な提案をした者
- (7) その他無効とするに足る事実が明らかになった場合

1 6 その他

- (1) 提出された資料は返還しない。
- (2) 企画提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (3) 本企画提案競技の参加により、県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- (4) 見積額については県と候補者で協議の上、協議が整った場合に再度見積書の提出を求める。
- (5) この要領に定めのない事項については、宮崎県財務規則及び物品等又は特定役務の調達手段の特例を定める規則（平成 7 年宮崎県規則第 69 号）による。

1 7 書類提出先

〒 8 8 0 - 8 5 0 1

所在地 宮崎市橘通東 2 - 1 0 - 1

部 署 宮崎県商工観光労働部 観光経済交流局
観光推進課 ひなたプロモーション担当

電 話 0 9 8 5 - 4 4 - 4 7 3 1

F A X 0 9 8 5 - 4 4 - 4 7 2 5

メール kanko-suishin@pref.miyazaki.lg.jp